



平成 21 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 paper boy & co .
代表者名 代表取締役社長 家入 一真
(コード番号 : 3633)
問合せ先 代表取締役副社長
兼経営企画室長 佐藤 健太郎
TEL (03) 5456-3021

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 3 月 25 日開催予定の第 7 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから株主権の権利行使に際しての手続きを株式取扱規程に定めるものであります。
- (2) 当社は第 7 期末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、監査体制の強化を図るため、会社の機関として会計監査人を置くこととし、併せて第 6 章に会計監査人に関する規定を新設するものであります。
- (3) 機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得の規定を新設するものであります。
- (4) 経営体制及びコーポレートガバナンスの強化を図るため、取締役員数を現在の 7 名以内から 8 名以内に増員するものであります。
- (5) その他、一部字句の表現の修正、条数の整備等を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3 . 日程

定時株主総会開催日 平成 21 年 3 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 25 日 (予定)

以 上

定款一部変更 別紙

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略) (条文省略) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成、備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は 7 名以内とする。 第 20 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計 算 第 39 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は 8 名以内とする。 第 20 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任) 第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</p> <p>(任期) 第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算 第 42 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。 第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>